

- 1) 各政党、政治団体に対し、クオータ制の実現を求め、党内の決定機関ならびに議会の50%を女性にするよう、要請行動を行う
- 2) 全国の自治体の女性ゼロ議会をなくすために、候補者の発掘、支援、ネットワークづくりに取り組む
- 3) 男女共同参画社会基本法に基づき、第四次男女共同参画基本計画にある2020年までにあらゆる政策決定の場に女性を30%以上にするよう、男女平等政策を進める
- 4) 機関誌「AFER」、ホームページ等を活用し、情報発信と会員拡大を積極的に行う
- 5) 会員相互の情報交換、交流をメーリングリスト等を活用して行う
- 6) 女性議員の必要性を訴え、女性たちをエンパワーメントするため、サマーセミナー、研修、シンポジウムなどを行う
- 7) 女性の政治参画を進める団体と連携する。クオータ制を推進する会に参加し、クオータ制を進める活動を行う
- 8) バックラッシュに抗し、国内外の情報収集・発信などを行う

「増やそう女性議員」とフラッシュモブで訴え(2015年)



サマーセミナー in 岐阜 (2017)



2018年
全国フェミニスト議員連盟総会

総会 (2018)



政治分野における男女共同参画推進法の成立を求める (2018)

全国フェミニスト議員連盟 規約

- (名称)
第1条 この会は、全国フェミニスト議員連盟と称する。ただし、英語名は Alliance of Feminist Representatives (愛称 AFER アファー) とする。
- 第2条 (目的)
本連盟は、女性議員を増やし、女性の声が政治に反映する社会をつくることを目的とする。
- (活動)
第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。(1) 女性議員がいないゼロ議会をなくす運動。全てのレベルの女性議員比率を50%にする運動。(2) 既成の政策、法律、条例を男女平等の視点で点検する運動。(3) 女性がいきいきと生きることのできる、あらゆる環境づくりの政策立案運動。(4) 会員相互の情報交換、交流。(5) 日常的にはゆるやかな連合、連帯活動を旨とし、超党派とすること。
- (会員)
第4条 本連盟は第2条の目的に賛同する市民、議員をもって会員とする。
- (代表・世話人)
第5条 本連盟に代表2名を置く。2. 本連盟に次の世話人を置く。会計、広報、政策、組織、国際、事務局、顧問。3. 代表・世話人は会員相互の互選により定め、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。4. 世話人の任務は以下とする。(1) 代表は、本連盟を代表し、総会及び世話人会を主宰する。(2) 会計は、本連盟の会費の徴収、経費の管理運用にあたる。(3) 広報は、本連盟の目的、活動を広く社会に知らせ、理解を深める。(4) 政策は、本連盟の活動のための、情報収集、研究にあたる。(5) 組織は、本連盟の活動のための組織の充実と拡大にあたる。(6) 国際は、目的を同じくする海外の団体・個人との情報交換、交流をはかる。(7) 事務局は、本連盟の運営を掌握し事務連絡にあたる。
- (会議)
第6条 本連盟の会議は、総会及び世話人会とする。(1) 総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。(2) 総会は、予算、決算、その他の重要な事項を審議決定する。(3) 世話人会は、必要に応じて開催する。(4) 世話人会は、目的達成のための必要事項を審議決定する。
- (会計)
第7条 本連盟の会計は、会費、寄付、その他の収入をもってあてる。2. 本連盟の会費は、年額議員1万円、市民5千円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。
- 第8条 (規約)
本規約の改正は総会で定める。
- 附則
本規約は1992年2月14日から施行する。
附則
(施行期日)
本規約は2016年5月28日から施行する。
(施行期日)
本規約は2018年5月27日から施行する。

全国フェミニスト議員連盟にご加入ください

女性議員を増やし女性の声が政治に反映する社会をつくるために、あなたのご参加とご協力をお願いします。

〈年会費〉 議員会員1万円 / 市民会員5千円
〈特典〉 機関誌「AFER」1年分(4号)を無料送付/会員メーリングリストに参加/講演会などの資料をホームページより入手

AFER 全国フェミニスト議員連盟

〒251-0047 神奈川県藤沢市辻堂 5-20-11 脇 礼子気付
TEL/FAX 0466-35-0762 MAIL info@afer-fem.org
ホームページ <http://www.afer-fem.org>

口座名: 全国フェミニスト議員連盟 郵便振替: 00110-2-655940
ゆうちょ銀行 〇一九支店 口座番号 0655940

女性の声で政治を変える

AFER

Alliance of Feminist Representatives

全国フェミニスト議員連盟

全国フェミニスト議員連盟について

あまりにも少ない女性議員を増やしていくため、1992年に全国の市民や議員がつくった会員組織です。「女性議員を50%に」という目標を掲げ、女性ゼロ議会をなくすキャンペーン、女性議員増を求めてのロビー活動、女性候補・議員の支援、サマーセミナーやパワーアップ集中講座などの政策研究も続けています。政治分野における男女共同参画推進法施行により、国や地方自治体も女性議員を増やすための努力を進めることになりました。この動きを加速させるための活動を続けていきます。

共同代表 小磯妙子(神奈川県茅ヶ崎市議)
まきけいこ(元千葉県船橋市議)

活動内容

- 1992年 2月：「全国フェミニスト議員連盟」結成
- 1999年 政治と女性キャンペーン(統一地方選挙がある4年毎に開催)
- 2003年 女性議員増への施策等について各地の女性センターへ調査
- 2010年 NWEC(ヌエック 国立女性教育会館) 男女共同参画のための研究と実践交流フォーラム (ほぼ毎年参加)
- 2012年 1月：第1回パワーアップ集中講座。「介護保険」「子ども子育て新制度」「ジェンダー予算」「女性と貧困」等、多様なテーマで毎年開催。5月：結成20周年総会記念セミナー
- 2014年 都議会のセクハラ発言に抗議し、各自治体議会でのセクハラ実態アンケート調査、報告集発行。
- 2017年 9月：「政治分野における男女共同参画推進」のための政党アンケート(衆議院議員選挙)
- 2018年 第27回サマーセミナー in 松本

- ◆機関誌「AFER」発行(年4回)
- ◆女性議員ゼロの自治体訪問
- ◆結成以来毎年「夏合宿」開催。函館市、北九州市等。2014年より名称を「サマーセミナー」に。佐渡市、岩国市、仙台市、岐阜市、松本市で開催
- ◆セクハラ根絶や女性議員増を促進する制度について要請、抗議、声明文等を国や各地の自治体議会に提出
- ◆会員数約200名



自治体議会における性差別体験アンケート報告集
2015年7月発行 500円

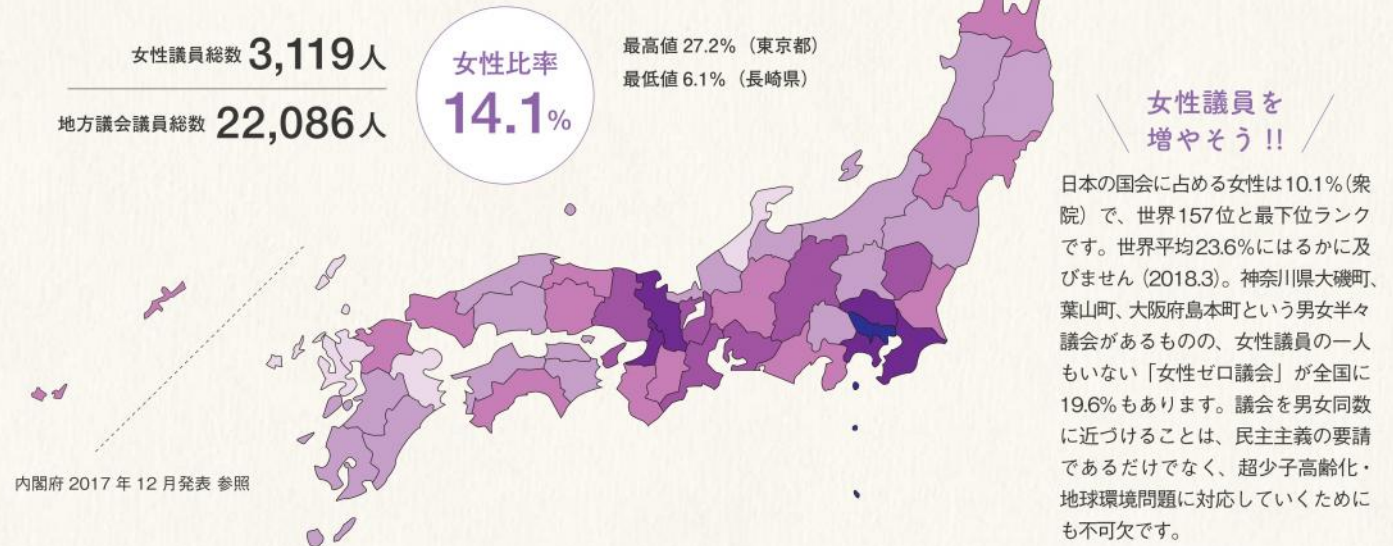


宮城県のPR動画に対して抗議(2017年)

パワーアップ集中講座

地方議会 都道府県 女性議員マップ 2017年度版

| 進出度 | 2005年 | 2007年 | 2008年 | 2013年 | 2015年 | 2017年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 20%以上 | なし | なし | 1都 | 1都 | 1都 | 1都 |
| 17~20% | 1都1県 | 4都府県 | 1府2県 | 1府2県 | 1府2県 | 2府3県 |
| 14~17% | 2府1県 | 1府 | 1府 | 1府2県 | 1府4県 | 1道6県 |
| 11~14% | 1県 | 6県 | 6県 | 8県 | 1道10県 | 14県 |
| 8~11% | 12県 | 12道県 | 1道14県 | 1道16県 | 14県 | 16県 |
| 5~8% | 1道17県 | 23県 | 21県 | 15県 | 13県 | 4県 |
| 5%未満 | 11県 | 1県 | なし | なし | なし | なし |



VOICE フェミ議があつてよかった! —会員からの声

1 991年、20代で区職員から議員に。三井マリ子さんの声かけで、初の6月議会で女性だけの慣例的お茶くみ全国一斉質問に参加!あれから7期、孤立・セクハラ、産後うつ、それでも「ふんばれた」のはフェミ議があつてくれたから!(小枝すみ子 東京都千代田区議会議員)

議 会セクハラを無くそう!女性議員が増えれば、一定の抑止効果はありますが、頭の固い男性議員たちにこれが人権問題だと分からせることが必要です。曲がりなりにも地域のリーダーなので、彼らが変われば、議会も地域も女性が生きやすいように変わります。(岩本美砂子 顧問/三重大学教授)

フ ェミ議のおかげで、保守的な富山にいても全国の仲間たちとつながり自信と勇気をもって、男女平等社会をめざす活動を続けています。議員も市民も一緒に活動することが大事。世代をこえてエンパワしましょう!(山下清子 富山県高岡市民/NPO法人Nプロジェクトひと・みち・まち)

初 当選した7年前は唯一の女性議員で市の女性幹部もゼロ。社会人生活で経験したことのない暗黙の慣習、セクハラ、パワハラの洗礼を受けました。悩みを相談し、間違っていないという自信や政策実現をあきらめない力をもらったのがフェミ議です。(長谷川あり 新潟県小千谷市議会議員)